

十二支の四ツ目・十目に関する俗信について

腮尾尚子

Superstitions on the “Yotsume” and the “Tōme” of the Chinese Zodiac Calendar

はじめに

- ①「四悪十悪」説の原型
 - ②「四悪十悪」説
 - ③「四目十目」という名称
 - ④「四目十目」の迷信に対する批判
 - ⑤「四悪十悪」説と方鑑
- おわりに

【論文要旨】

丙午・庚申などの十干十二支に関する俗信に比べ、十二支に関する俗信は、先行研究が少なく未だ実像が明らかでない。前稿「十二支の『七ツ目』に関する俗信」では、お互いの生年の支が数えて七ツ目同士になる男女は相性が良い、とする俗説が江戸時代に行われていたことを述べた。本稿では、お互いの生年の支が四ツ目と十目に当たる男女の組み合わせを不吉とする俗説をとり上げ、その内容の変遷などについて述べることにする。

この四ツ目・十目を忌む相性の説は、七ツ目を喜ぶ相性の説と吉凶一対として扱われる場合もあるが、両者は本来別々に成立したものである。先行論文に依れば、右の四ツ目・十目に関する禁忌は、江戸時代中期の「四厄重惑」説を原型として生まれたものであり、当時「四悪十悪」と呼ばれていたという。調査の結果、右の「四厄重惑」と並んで「四厄十惑」という説が行われており、これも「四悪十悪」の原型と考へ得ることがわかった。「四厄重惑」・「四厄十惑」説は共に、中国の「当梁年」とい

う俗忌の影響を受けている可能性がある。

江戸時代の「四悪十悪」説には、調べてみると二系統が存したことがわかる。その一つは、一支につき組み合わせを忌む支を一つずつ設けている系統であり、もう一つは、一支につき二つずつ設けている系統である。これらのうち、後者の系統の方が主流となり、現在までも伝わっている。

現行の辞典類では、右の「四悪十悪」説を、一般に「四目十目」の名で呼んでいる。これは、明治期以降、「四悪十悪」説で忌む「四ツ目十目」が、「夜目遠目」という諺と結びついたことにより生じた名称である。

尚、江戸時代の家相者の説に、その年の支から数えて、四ツ目と十目に当たる支の表す方位を、その年の凶方とする説があった。この方位の説と「四悪十悪」説の関連性については、今後、追究していきたい。

以上、本稿では、従来あまり注目されなかった俗信の輪郭について記した。

はじめに

『国立歴史民俗博物館研究報告』第七七集所載の拙稿「十二支の『七ツ目』に関する俗信」では、現代人にはほとんど忘れ去られている江戸時代の俗信の一種、「七ツ目信仰」の実態を述べ、その流行の背景について考察を試みた。

「七ツ目」とは、人の生年の十二支（本命）を起点（一ツ目）として数えて、七ツ目に当たる支（例えば本命が子なら午）のことである。「七ツ目信仰」とは、この「七ツ目」に当たる支獣を描いた絵を常に拝していると運が開ける、とする俗信のことで、特に安永・天明期を中心として流行をみた。この七ツ目の支獣を重んずる所から転じて、お互いの生年の支が数えて七ツ目に当たる者同士は相性が良い、という俗説も派生したことは、既に前稿で述べた通りである。

ところで、生年の十二支と男女相性を結び付けて考える俗説としては、右のような、本命が七ツ目同士に当たる男女の組合せを吉とする説他に、本命が四ツ目同士及び十目同士の男女の組み合わせを凶とする説も伝わっていることに注目したい。

前稿でも少しふれたように、江戸時代の資料の中には、この四ツ目・十目に関する禁忌と、七ツ目の相性の説とを、一対のものとして併記している例が見られる。また、時代の下の資料であるが、例えば『日本俚諺大全』（明治四〇年六月五日発行『滑稽新聞』第一四〇号附録、馬角斎編）には、「四目十目七つ目」という言い方が載っており、十二支の四ツ目・十目・七ツ目を一括する認識のしかたが読みとれる。

このように、本命が四ツ目・十目同士にあたる男女の組み合わせを凶とする説と、七ツ目同士を吉とする説とは、共に人の生年の支を問題とする相性の説であることから、吉凶一対になるものとして扱われる場合

がある。しかし、さかのぼって調べてみると、四ツ目・十目に関する説は、七ツ目信仰の流行以前からすでに広く知られていたものであり、もともと七ツ目の説とは異なる過程を経て別個に成立した説であることが明らかである。

本稿では、前稿で詳しくふれる余裕がなかった四ツ目・十目に関する相性の説を取り上げ、その内容の変遷や、現在までの伝存状況などについて述べることにする。一般に、丙午・庚申など十干十二支に関する俗信に比べると、十二支に関する俗信が研究書に取り上げられることは少ないが、その内でも、生年の支そのものではなく、生年の支から幾ツ目かの支を問題とするタイプの俗信は、研究上とりわけ見過ごされてきたように思われる。本稿で扱う四ツ目・十目の説と対照することによって、前稿で扱った七ツ目に関する俗信の輪郭がより明確になれば幸いである。

現在、この四ツ目・十目に関する相性の説は、「四目十目」という名称で呼ばれて辞典類の見出し語にもなっているが、管見に入る限りでは、四ツ目・十目に関する俗説についてのまとまった論考の形のはほとんどないようである。

そのような中で、『日本の俗信第2 俗信と迷信』（昭和二十七年刊、迷信調査協議会編、技報堂）の第四章「天文曆法に関する迷信の解明」（日野寿一担当）の第八節「男女合性」が、四ツ目・十目に関する俗説について最も詳しくふれたものといえる。この「男女合性」において、日野氏は、第二次世界大戦直後の当時、「四う目・十う目」を忌む合性の迷信がまだ広く残っていたことを指摘されている。そして『三世相太鑑』の文章を根拠として、四ツ目・十目を忌む相性の説は、もともとは江戸時代中期の「四厄重惑」説を原型としてその内容を単純化して成立したものであり、俗に「四悪十悪」説と呼ばれていたということを述べておられる。

本稿では、日野氏所引の『三世相太鑑』以外に、江戸時代を通じて各

種刊行された雑書類から採集した記事をもとにして、「四厄重惑」説・「四悪十悪」説がそれぞれバリエーションを持つていたことを指摘したい。また辞典類の記事などをもとに、現在云う所の「四目十目」の意味についても考察したい。

①「四悪十悪」説の原型

——「四厄重惑」説と「四厄十惑」説——

先に挙げた『日本の俗信第2 俗信と迷信』（昭和二十七年刊）の日野寿一氏による第四章「天文曆法に関する迷信の解明」中の第八節「男女合性」は、『迷信の解剖』（昭和九年刊、日野九思著、東洋文化研究会）の第十一章「厄歳と相性」の第十節「男女相性」を増補した形の内容である。

前述のように、日野寿一氏は「男女合性」の中で、『三世相太鑑』なる書（编者、刊年などは論文中に示されていない）から、次のように引用をされている。

○四厄重惑とは十二支の相生を言う。俗に四悪十悪とて、年より年まで數えて四う目十う目を忌む人あり。甚しき間違ひなり。四厄重惑とは十二支の中、巳・午・申・酉年生れの人にありて、その他の年に生れたる人にはなきものなり。即ち巳と申・午と酉の二つは四厄なり。巳と午・申と酉・午と申・酉と申・巳と酉・巳と巳・午と午・この八つは重惑である。その他に四厄重惑はなきものなり

この『三世相太鑑』は所在不明の書であつて、私は実見することができていない。よつて、右の引用文は日野氏が引用されたものをそのまま写したものである、ということをお断りしておく。

尚、『迷信の解剖』第十一章第十節「男女相性」においては、『三世相

相太鑑』ならぬ『三世相大鑑』なる書（これも所在不明のため、私は未見）からの引用として、右の引用文とほぼ同じ文章が紹介されている。その文章を『三世相太鑑』の文章と対照してみると、八行の仮名が歴史的仮名遣で表記されている点と異なる点がある。次のような字句の差異がみられる。（傍点腮尾）

『三世相太鑑』

四厄重惑（冒頭）

四う目十う目

即ち巳と申・午

と酉の二つは四

厄なり。

『三世相大鑑』

四厄十惑（冒頭）

四つ目十う目

即ち己と申、午と酉（共に四つ目にして

十目なり）の此の二は四厄なり。

これらの差異から、あるいは『三世相太鑑』と『三世相大鑑』は別書か、という疑いもわくが、『日本の俗信第2』の「男女合性」の節と『迷信の解剖』の「男女相性」の節の、これ以外の部分を比べてみると、明らかに同一書とみられる書から引用された文章であつても、各々の節において微妙に字句が異なっている箇所が度々みられる。このことから、『三世相太鑑』と『三世相大鑑』は、必ずしも別書と考えなくてもよいかと思われる。

さて、日野寿一氏は、先に引いた『三世相太鑑』の文章をもとに、四ツ目・十目に関する説の成立について、次のような見解を述べておられる。

徳川中期に五行相剋説に基いて「四厄重惑」という迷信が製造せられた。それが發音の近似から「四悪十悪」と誤られ、更に分りやすく「四う目十う目」と變化したものである。そして四う目即ち三つ違い、または十う目即ち九つ違いの男女は性が合わないから結婚してはいけないと言ひ傳えられている。更に一段間違つて、四つ違いと十う違いの男女もいけないとなつてゐる地方もある。四う目十

う目即ち三つ違いと九つ違いならば合せて十二で十二支に關係があるが、四つ違いと十違いでは合せて十四となり、何らの意味がなくなる。

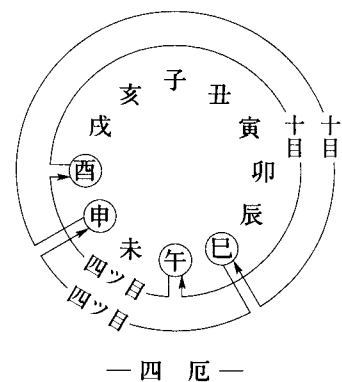
このように、『三世相太鑑』によれば、本命が四ツ目・十目に当たる男女の組み合わせを忌む「四悪十悪」・「四う目十う目」の説は、「四厄重惑」という説の変型したものと、としてとらえられる。「四厄重惑」説とは、『三世相太鑑』によれば、巳・申・午・酉を本命とする男女間に起こり得る組み合わせ全十種のうち、二種（巳と申、午と酉という組み合わせ）を「四厄」と呼び、残り八種を「重惑」と呼んで、それらを忌む、というものである。この巳・申・午・酉以外の年に生まれた者には何の障りもないとする。

この「四厄重惑」説において、四ツ目・十目と関わりがあるのは、十種の組み合わせのうちで二種（「四厄」といわれるもの）のみにすぎない。このことは、「男女合性」の中で、次のように指摘されている。

即ち十二支への五行配當では巳午は火、申酉は金である。火剋金であるから、巳午と申酉は合性でないかと思えば、巳と申、午と酉即ち四う目だけがいけないのであつて、火と金であるに拘らず巳と酉、午と申は四厄にならないのは解釋に苦しむ。巳と申は四う目であるが、申から巳までは十う目になる。酉から午までも十う目になる。故に四う目十う目は二つの事柄ではなくて、同じ事柄を繰り返していつたのであろう。

つまり、巳・午・申・酉年生まれの男女の組み合わせ全十種のうち、四ツ目・十目と関わりのある組み合わせは、巳と申、午と酉の二組に限られる。「四厄」とよばれるこの二組の支は、一方から一方までを数えると、四ツ目であると共に十目でもある、という特色を持っている。これ以外の八種の組は、四ツ目・十目とは無關係である。（下図参照）

尚、右にいう十二支への五行配當については後述する。



さて、本稿では、『三世相太鑑』の説く「四厄重惑」説以外に、江戸時代にはそれとよく似た「四厄十惑」という説が存在しており、これもまた「四悪十悪」説の原型として考えられることを付け加えたい。以下に、「四厄十惑」の説明を掲載している書を(1)～(4)として示す。

(1) 『永代大雑書万曆大成』（角書「天保新選」、天保一三（一八四二）

年刊）巻中より

百廿 男女相性圖說并四厄十惑の事

（略）又五行の外に十二支の相生相克あり 其中に四厄十惑と縁談に忌事あり 俗に四悪十悪とて十二支の自分支より四ツめと十ヲめを忌人あり 是甚だ心得ちがひなり 四厄十惑と八支の相旺相克を忌事にて只四ツを嫌なり 其四ツとハ巳午申酉なり その余ハ忌事なし 右巳午申酉に限て忌わけは巳火午火申金酉金にて火克金火旺火金旺金となる 相克の中にも火克金ハ殊にはなはだしきゆゑ縁談に忌恐るゝなり 先女巳男申は支の四ツめにて火克金なり 是を四厄といふは厄ハ厄難の義にてはなはだ悪し故に忌なり 又女申男巳ハ同じく火克金にて女より八十ヲめなり 是ハ順の相克にて男より女を克するなれば前の四厄ほどにハあら

ねども金火のために蕩け鈍り争ひ逆ハざるゆゑ火又金に惑の意あり 是を十惑といふ 惑とはまどふなり されば男より女に惑ひ溺る、ゆゑ忌なり 亦女午男酉も逆の火克金にて四厄なり 又女酉男午ハ順の相克にて十惑なり 又女巳男巳女午男午などハ四厄十惑ならねども火と火にて火旺火と旺してあしく女申男申女酉男酉も金と金と金旺金と旺して悪し 此外に四厄十惑ハなし 然るをいづれの支にも四悪十悪ありとて忌避るハまどひのはなはだしきにて相生の良縁をあやまつ事あり 慎むべし⁽¹⁾

尚、明治一七年刊の『万曆大雑書三世相大全』にも、「男女相性圖說并四厄十惑の事」として、右とほぼ同じ文章がみえる。

(2) 『女嗜日用宝』(天保一四(一八四三)年刊)より

○相性四厄十惑の事

世に四厄十悪とて干支の四ツ目と十ヲ目を忌ハ大なる間違なり四厄十惑とて干支の中にて只四を忌他には障なし巳午申酉なり相旺相克の理にて是を忌事左のごとし

女巳男申 火克金にて大にあしし 四厄といふ

女申男巳 火克金にてあしし 十惑と云

女酉男午 火克金にてあしし 十惑と云

女午男酉 火克金にてあしし 四厄と云ふ

女巳男巳 火旺火にてあしし 忌べし

女午男午 火旺火にてあしし 忌べし

女酉男酉 金旺金にてあしし 忌べし

女申男申 金旺金にてあしし 忌べし

右縁談に深く忌べし此余に決して四厄十惑といふ事なし迷ふべからず⁽²⁾

(3) 『女文章初雁金』(弘化四(一八四七)年跋、松陽山筆)の頭書部

分より

四厄十惑の事

世に四悪十悪とて自の年より四ツ目十ヲめにあたるを縁談などに分て忌その 甚しきにいたりては親子兄弟にても同居すれハ悪などいふて居所を違へなどして惑へるものあり元より親兄弟たとへ敵敷相剋なりとも何の妨かあらんしかるにこの四悪十悪といふハ大に違へり四厄十惑なりそのゆへハたゞ十二支の内相旺相剋とて忌年たゞ四ツあり則 巳午申酉なりこの外にいむこと更になしたとへバ巳ハ火なり午も火なり申ハ金なり酉も金なりこの故男巳女申ハ火剋金となりて相剋のうちにては別て甚しきゆへ是を嫌ふもつとも年の数四ツめにあたる故これを四厄といふ厄とハ厄難の事なり又女申男巳ハ火剋金にて女より十ヲめにあたる是を十惑といふされと順の相剋にして前の四厄よりハ軽しといへども金火のために蕩け金また火に惑ふの意あれば男より女に惑ひ溺る、ゆへ忌也また女午男酉も逆の火剋金にて四厄なりまた女酉男午ハ順の相剋にて十惑なりまた女巳男巳女午男午ハ火旺火とて火と火なれば嫌ふ女申男申女酉男酉ハ金と金にて金旺金となるゆへこれをいむ此外に四厄十惑はなししかるをいづれの干支にもありと心得てこれをいミ避るハ誤りにてこよなき良縁をもとり外す事あらんハ殊に歎かしけれバこゝに記すなり⁽³⁾

(4) 『国宝大雑書万宝選』(嘉永六(一八五三)年刊、柳園種春編)より

男女相生圖說并 四厄十惑之事

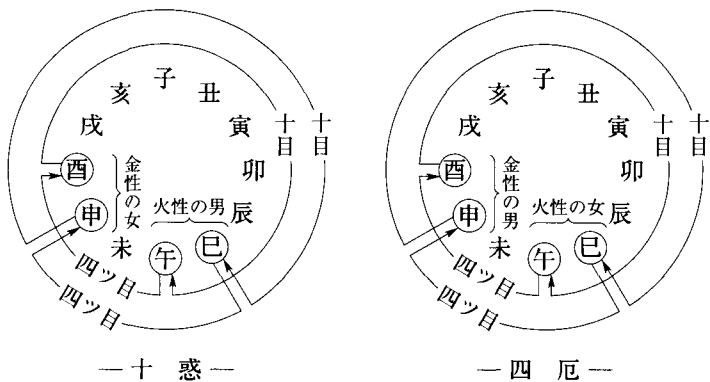
(略) 又五行の外に十二支の相生相克有其中に四厄十惑とて縁談に忌事有俗に四悪十悪とて十二支の中自分の支より四ツめと十ヲめを忌人あり是甚だ心得違ひ也四厄十惑とハ十二支の相旺相剋を忌ことにて只四ツを嫌也其四ツとハ巳午申酉なり其余ハ忌ことなし右巳午申酉に限つて忌わけハ巳午申酉金にて火克金火旺火金

旺金と成相克の中にも火克金ハ殊に甚ハだしきゆへ縁談に忌恐る、なり先女巳男申ハ支四ツめにて火克金也是四厄といふ厄ハ厄難の義にて甚だ悪し故に忌也又女申男巳ハ同く火克金にて女より十ヲめ也是ハ順の相克にて男より女を克するなれば前の四厄ほどにハ有ねども金火の為に蕩け鈍りて争ひ逆ハざるゆへ火又金に惑ふの意あり是を十惑といふ惑とハまどふ也されバ男より女に惑ひ溺る、故忌なり又女酉男午ハ順の相克にて十惑なり女巳男巳女午女午などハ四厄十惑ならねども火と火にて火旺火と旺じて悪し女申男申女酉男酉も金と金にて金旺金とて悪し此外四厄十惑ハなし然を何れの支よりも四悪十悪とて忌避くるハ惑ひの甚き也相生の良縁をあやまつことを慎むべし⁽⁴⁾

以上(1)~(4)は、「四厄十惑」説についてほぼ同じ説明をしており、それは次のようにまとめることができる。

古くより十二支への五行配当は、巳午は火、申酉は金となっている。(因みに、寅卯は木、丑辰未戌は土、子亥は水である。)五行説に依れば、火と金の対においては、火の方が力が強く、「火剋金」、つまり火が金を害す結果になると定められている。女が火で男が金の場合も、また逆に、女が金で男が火の場合も、いずれも一方が剋されることになり不吉であるが、その内でも特に、女が男を害す前者の方が、より一層悪い組み合わせといわれる。巳と申、午と酉の「火剋金」の組み合わせの内、火性の女が金性の男を害す二組を「四厄」、火性の男が金性の女を害す二組を「十惑」と呼んでいる。この「四厄」「十惑」計四組は、全て、男と女の支の距離が四ツ目であると共に十目になっている。(下図参照)

この他、四厄十惑ほどではないがよくない組み合わせとして、火どうし、金どうしの組み合わせがあり、これらの場合、一方がもう一方を害することはないが、「相旺」といって性質が極端に偏り、相性がよくない。



以上の「四厄十惑」説は、『三世相太鑑』所載の「四厄重惑」説と比べると、巳午申酉を総当たりに組み合わせない点や、男女の性別を考慮に入れている点、特色となっている。「四厄重惑」説と「四厄十惑」説のどちらがより古いのかは、今の所不明である。左に、両説の対照表を示す。

重惑 (四ツ目 十目と 無関係)	巳と午 申と酉 午と申 酉と巳	その他 (四ツ目 十目と 無関係)	女巳と男巳 女午と男午 女申と男申 女酉と男酉
	巳と申 午と酉		女申と男巳 女酉と男午
「四厄重惑」説		「四厄十惑」説	
巳と申 午と酉		十惑	女巳と男巳 女午と男午
巳と申 午と酉 申と申 酉と酉		四厄	女巳と男申 女午と男酉

さて、「四厄重惑」説と「四厄十惑」説には前述のような差異があるものの、十二支の内の巳申午酉を本命とする男女にのみ、縁組み上の禁忌を設けている、という点は一致している。そこで、次に、何故この四種の支が選定されているのだろうかという問題をしたい。

日野寿一氏は「男女相性」の中で、五行の火・金に当たっている四つの支にこのような禁忌がある理由として、

私が思うに、當時江戸では水害が少く、火事の火難と、武士の斬り棄て・辻斬り・強盗等の劔難とが民衆から最も恐れられていたから火と金を忌んだのであろう。火と金を敬遠したのは獨り四厄重惑のみではない。前に述べた丙午と庚申も火と金に關する迷信である。と述べておられるが、「四厄重惑」説の形成された地が江戸である確証は、今の所得られていない。

右のような見方もある一方で、江戸時代後期の辞書「諺苑」(寛政九

(一七九七)年序、太田全斎編、写本)では、「四悪十悪」説が中国の「当梁年」という禁忌と似ているということを指摘している。次に引用する。

四一悪十一悪 俗ニ嫁娶ノモノ其支ノ四ツ目十目ニ中ルヲ忌ナリ
西土ニモ是俗忌アリ 言鱈云俗以ニ子午卯酉ニ爲ニ當一梁一年ニ嫁娶最一忌トアリ 是ニ由テ觀レハ西土ハ子卯ノ四ト十トヲ忌テ丑寅ノ四ト十トヲ忌ニアラズ 禮記ニ子卯不樂ノ語アレハ俗忌ノ来ルトコロ尚シ 儀礼士喪礼不辟子卯 注子卯桀紂亡日凶事不辟吉事闕焉
「諺苑」を増補して成った「増補俚言集覽」の中巻(明治三十二年刊、井上頼固・近藤瓶城増補)の「四悪十悪」の項でも、右とほぼ同じ解説がなされている。次に引いておく。

四悪十悪 四目十目とも云 俗に嫁娶に其人の支の四目十目に中るを四悪十悪とて忌むなり 西土にも此俗忌に似たる事有り 俗以ニ子午卯酉ニ爲ニ當梁年ニ嫁娶最忌とあり 是に由テ觀れば西土ハ子卯の四と十とを忌て丑寅の四と十とを忌にハあらず (禮記)子卯不樂 (儀禮士喪禮)不辟子卯注、子卯桀紂ノ亡日凶事不辟吉事闕焉とあれば俗忌の來ること尚し⁽⁸⁾

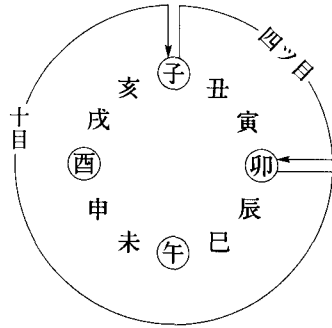
これらの記事中にみえる「當梁年」という語について、「大漢和辞典」第七卷(昭和三三年刊、諸橋轍次編、大修館書店)では、

〔唐會要〕嫁娶)今時俗以ニ子卯午酉年一、謂ニ之當梁一、其年娶レ婦、舅姑不ニ相見一、蓋禮無レ所レ據、亦請ニ禁斷一。(海録碎事、人事、婚聚)俗以ニ子午卯酉年一、謂ニ之當梁年一、其年娶レ婦、舅姑不ニ相見一、唐禁レ之。

という用例を挙げている。それらは共に宋代の古い記述であるが、清の「言鱈」が「當梁年」を取り上げていることから、この俗忌が清代まで言い伝えられ残っていた可能性は高いと思われる。

「諺苑」や「増補俚言集覽」では、「四悪十悪」が「當梁年」と似てい

るということを指摘しているが、「四悪十悪」をその原型たる「四厄重惑」・「四厄十惑」に置きかえてみるならば、「當梁年」との類似性はより一層高いといえる。十二支のうちで、巳午申酉を忌む「四厄重(十)惑」と、子午卯酉を忌む「當梁年」とでは、共に四支のみを忌むという点が共通しており、しかもその四支のうちの子(午・酉)までが重なっている。また「當梁年」で忌む子午卯酉は、ちょうど三支おきであり、子と卯・卯と午・午と酉・酉と子の距離を数えてみると、お互い四ツ目十目(例えば子から四ツ目が卯、卯から十目が子)の関係にあり、四・十という数と特に深い縁をもっている。(左図参照)



これらのことから、「四厄重惑」「四厄十惑」は、共に中国の「當梁年」という俗忌の影響下に生まれた説である可能性がある。

②「四悪十悪」説

「四厄重惑」説と「四厄十惑」説のどちらがより古いのかは不明だが、それら二説はやがてより単純で規則的な形の「四悪十悪」説へと変化していったとみられる。「四悪十悪」説では、巳午申酉年生まれに限らず、

全ての支の人に禁忌を設けているのが特色である。

尚、「四厄重(十)惑」の「四厄」と、「四悪十悪」の「十悪」は、共に仏教語を借り来たったものかと考えられる。「四厄」とは、おそらくは「四軛」を指し、人間の身心を苦に結びつける四種の煩惱、欲軛・有軛・見軛・無明軛のことをいう。また「十悪」とは、身・口・意の三業が作る十種の罪悪、殺生・偷盜・邪淫・妄語・両舌・悪口・綺語・貪欲・瞋恚・邪見を指す。「四厄重(十)惑」や「四悪十悪」の俗説は、もともと仏典に基づく説ではないが、おそらくは俗説に權威を持たせるために、仏教語をその名称の中に流用したのではないかと思われる。

さて、調べてみると、「四悪十悪」説には二つの系統があることがわかる。一方の系統は、十二支を二支ずつ組ませ、その計六対の組み合わせを忌むというものである。二支の組み合わせ方は、例えば子と卯のように、一方からもう一方までを数えて、それぞれ四ツ目(子から卯まで)と十目(卯から子まで)であるものを一対とする。

もう一方の系統は、十二支の各支から数えて、四ツ目の支及び十目の支を共に忌むというものである。例えば子年の人にとっては、四ツ目の卯との組み合わせと、十目の酉との組み合わせとを、両方避けるべきとする。

これら二系統のうち、仮に、前者(一つの支にとつて、組み合わせを忌むべき支が一つずつ存在する)をA、後者(一つの支にとつて、忌むべき支が二つずつ存在する)をBとし、A Bそれぞれについて、江戸時代の資料を示すことにする。

A (1) 『女要珠文庫』(角書「湖月文章万用宝訓」、享保六(一七二二)年刊、寺田絮柳編)の頭書部分より

四悪十悪の事

ひつしのとしと たつのとし

さるのとしと いのとし

むまのとしと うのとし

とりのとしと ねのとし

とらのとしと ミのとし

いぬのとしと うしのとし

かくのごとくむまれとしのゑんむすびいむへし かならずわざわゐあり ゑんありともくぜつたへずものことさわりあるへし よく
く見分夫妻の契あるべし⁽¹¹⁾

A(2) 『森羅万象要字海』(元文五(一七四〇)年刊、時枝左門編)の

頭書部分より

同四悪十悪の相生⁽¹²⁾

未のとしと さるのとしと むまのとしと

辰のとしと いのとしと うのとしと

とりのとしと とらのとしと いぬのとしと

ねのとしと ミのとしと うしのとしと⁽¹³⁾

A(3) 『女用智慧鑑宝織』(明和六(一七六九)年刊)の頭書部分より

同四悪十あく

ひつしの年と たつと

さるのとしと いと

むまと うと

とりと ね

とらと ミ

いぬと うしと

四あく十あくとて此相性をさらふ也 くりやうひつしさるとりいぬ
ゐねうしとらうたつ是十ヲめ也 又たつよりミむまひつし是四ツめ
也 いづれも同じくりやうなり よく見合せ此相性をいむへし
悪し⁽¹⁴⁾

A(4) 『女要福寿台』(天明五(一七八五)年刊、高田政度編)の頭書

部分より

四悪十悪の事

ひつじとたつ さるといと

むまとう とりとねと

とらとミ いぬとうしと

此むまれ年の縁むすびはいむといへども世に自然と此ゑん組ま、有
しかれども慎ふかくまことの心有人ハけつく中よく繁昌する也⁽¹⁵⁾

A(5) 『女寺子調方記』(角書「童女専用」、文化三(一八〇六)年刊、

池田東籬亭編)の頭書部分より

同四悪十悪の事

ひつじのとしと 辰のとしと

さるのとしと いのとしと

むまのとしと うのとしと

とりのとしと 子のとしと

寅のとしと ミのとしと

いぬのとしと うしのとしと

これ四悪十悪とて此相性大ニさらふ事なり 操やう〇ひつしさる
とりいぬいねうしとらうたつ是十ヲめ也 又たつミむまひつじとな
る是四ツめなり いづれもくりやう同し事なり 此相性大ニワラ
し 能々見合いむべし⁽¹⁶⁾

A(6) 『女雑書教訓鑑』(角書「女子教誡日用重宝」、文化九(一八一

二)年刊、岡田玉山編)の頭書部分より

四悪十悪之事

未ト辰 申ト亥

午ト卯 酉ト子

寅ト巳 戌ト丑

此むまれどしの縁むすびはいむといへども世にしぜんと此ゑん組多
くありといへ共慎ミふかくまことの心ある人ハ結句中よく繁昌⁽¹⁷⁾

する也⁽¹⁷⁾

A (7) 『女古状揃園生竹』(文政五(一八二二)年刊、高井蘭山編)の頭書部分より

△未と辰 申と亥 午と卯
酉と子 寅と巳 戌と丑

男女此年にあたりて縁を組を十悪四悪四ツ目十目など、云ていむ日取吉凶の書に見る所なし 何者か云出たる 後世のわざ也⁽¹⁸⁾

A (8) 『女実語教』(天保一五(一八四四)年刊)の頭書部分より

○四悪十悪の事

ひつじのとしと 辰のとしと

さるのとしと いのとしと

むまのとしと うのとしと

とりのとしと 子のとしと

寅のとしと ミのとしと

いぬのとしと うしのとしと

これ四悪十悪とて此相性大ニきらふ事なり 操やう○ひつじさるとりいぬいねうしとらうたつ是十ヲめ也 又たつミむまひつじとなる是四ツめなり いづれもくりやう同じ事なり 此相性大ニワろし 能々見合いむべし⁽¹⁹⁾

A (9) 『宝曆大雑書万々歳』(安政二(一八五五)年刊)より

六十九 男女あいしやう四悪十あくの事

ひつしの年と さるのとしと

たつの年と いのとしと

とりの年と とらの年と

ねのとしと ミのとしと

A (10) 『明玉雑書曆』(刊年不明)の頭書部分より

○ふうふ四悪十悪

ひつじの年と たつの年と

さるのとしと いのとしと

むまのとしと うのとしと

とりのとしと ねのとしと

とらのとしと ミのとしと

いぬのとしと うしのとしと

たとへばひつじの年のおとこひつじさるとりいぬいねうしとらうたつと十ヲめなり 此たつミむまひつじと四ツめなり 是を四あく十あくとて大にきらふ也 おとこひつじにても女ひつじにても同じ事也 余ハなぞらへしるべし 四ツちかい十ヲちがいの事にあらず⁽²¹⁾ 以上(1)~(10)に示された二支ずつの組み合わせは全て一致している。(1)~(10)の他、『三世相太鑑』にある「俗に四悪十悪とて年より年まで数へて四う目十う目を忌む人あり」も、系統Aを指すと思われる。A(10)にある「四ツちかい十ヲちがいの事にあらず」とは、系統Bを否定する表現である。次にBに関する例を挙げる。

B (1) 『倭節用集悉改大全』(文政九(一八二六)年刊、俵野通尚編)の頭書部分より

四悪十悪之事【図1(同心円状の図あり)】

中は本命

黒は四悪 外は十悪

子の年の人は卯四悪酉十悪 餘はなぞらへしるべし 縁談に限ず 輪年又は方位日時迄諸事障出来易し 慎て吉⁽²²⁾

B (2) 『女古状揃』(角書「教諭必用」、天保五(一八三四)年刊、堀原甫編)の頭書部分より

十干十二支男女相性之吉凶 并 四悪十悪之事

(十干の部分は省略)

子 ねのとしの人ハ午七ツめニて吉

卯酉ハ四悪十悪也

丑 うしの年の人ハ未七ツめ

辰戌四あく十悪也

寅 とらの年の人ハ申七ツめ

巳亥四悪十あく也

卯 うのとしの人ハ午酉七ツめ

午子四あく十あく也

辰 たつのとしの人ハ戌七ツめ

未 うし四悪十悪也

巳 ミのとしの人ハ亥七ツめ

寅申四あく十悪也

午 午のとしの人ハ子七ツめ

卯酉四あく十悪也

未 未のとしの人ハ丑七ツめ

辰戌四あく悪十悪也

申 さるの年の人ハ寅七ツめ

巳亥四悪十あく也

酉 とりの年の人ハ卯七ツめ

午子四あく十悪也

戌 いぬの年の人ハ辰七ツめ

丑未四あく十あく也

亥 るのとしの人ハ巳七ツめ

寅申四悪十あく也⁽²³⁾

B (3) 『女有職享文庫』(慶応二(一八六六)年刊)の頭書部分より

○四悪十悪の辨

男女とも中二年ちがひと八年ちがひとをいふなり たとへハ廿六才
戌のとしいぬの男おとこに廿三才うし丑のとしうしの女をんなこれを四悪しあくといふ也 また十

七才ひつじ年の女をんなを十悪しあくといふ也 すなはち丑うしどしより戌いぬどしハ
四悪しあくなり 未ひつじよりいぬハ十あくなり よくく恐おそれつ、しむべし⁽²⁴⁾

以上、A・B両説の内、現在まで残っているのはBの方である。ただし、明治期以降の辞典類では、「四悪十悪」ではなく「四目十目」という名称を以てこの説を呼んでいる。

③「四目十目」という名称

現行の辞典類には、「四目十目」という項目を立てているものがあるが、前章で挙げた江戸時代の雑書中の「四悪十悪」の解説文に於いては、「四ツ目」や「十目」という言葉が使われていることはあっても、「四目十目」という四字熟語は見当たらなかった。

また、前出書『増補俚言集覧』巻下(明治三三年刊)の「よ」の部には、

四目十目 之部四悪十悪の條に詳也⁽²⁵⁾

とあり、それを受けて巻中「し」の部に、

四悪十悪 四目十目とも云(以下略)

とあるが、その稿本である『諺苑』(寛政九(一七九七)年序)の「四悪十悪」の頃には「四目十目とも云」の一文は無い。

これらのことから、「四目十目」という言葉が普及したのは、明治期に入ってからではないだろうか、という見方ができる。実際、明治以降の辞典をみると、見出し語に「四厄重(十)惑」・「四悪十悪」はまずみられず、その代わり「四目十目」という言葉が項目として立てられている。以下に(1)～(5)としてその例を挙げることにする。

(1) 『古今俚諺類聚』(明治二六六年刊、岡本経朝編、大倉書店・丸善書店)より

○四目十目の男女は飽がくる⁽²⁶⁾

(2) 『古今俚諺大全』(明治四〇年六月五日発行『滑稽新聞』第一四〇号

附録、馬角齋編)より

四目十目七つ目

四目十目の女には飽きが来る⁽²⁷⁾

(3) 『諺語大辞典』(明治四三年刊、藤井乙男編)より

【四メ十メ】夫婦の齡の三つ違ひ、九つ違ひは夫に仇するとして忌む。

夜目遠目の諺より移りしなり。四メ十メ七ツメとも、四メ十メノ女

ニハ飽キガ來ルともいふ⁽²⁸⁾。

(4) 『性的俚諺辞典』(昭和三年刊、向山繁編、三土社)より

四目十目。(結婚の年齢に四つ目と十目を忌む)

夜目遠目の男女は飽が来る⁽²⁹⁾。

(5) 『岩磐文化』第一輯(昭和七年刊)所収「福島県の俚諺」より

四目十目(夜目遠目)⁽³⁰⁾

江戸時代においては十二支を数える際、一〜九までは「ツ」を用いるのが常であった。本来ならば「四ツ目十目」と呼ぶべき所を、明治以降「四目十目」という呼び方が一般化した背景には、男女の不縁を警戒する諺「夜目遠目」と発音を似せ、これと懸詞的に用いようとする意識が働いていたようである。おそらく明治期にはすでに、四ツ目・十目の俗信がどのような経過をたどって発達してきたかということが忘れられていたため、「夜目遠目」と強いて結びつけられたのではなからうか。

この「夜目遠目」の諺は、江戸時代にはこれを題に用いた黄表紙や浄瑠璃が作られるほど広く親しまれていた諺であり、明治以降も引き続き用いられたものである。例えば、『俚諺辞典』(明治三九年刊、熊代彦太郎編、金港堂書籍)に、

夜目遠目笠の中。

醜婦も、美女と見え、悪人も善人と見ゆるをいふ。夜目とて夜見

るときと、遠目とて遠方より見るときは、物の真偽を判然と見分け難し。又人の笠にて蔽へる時は特に美醜を判定しがたきなり。

『吾吟我集』「つき山の石燈籠の夜目遠目かさの中こそをくゆかしけれ」歐陽公の詩に「紅粉尤宜三燭下看」。

夜目遠目の男女は飽が来る。

夜目遠目で見たる時は、美なるが如くなれども、其接近して見るに、瑕ある所判然見えて、自ら厭氣を生ずとなり⁽³¹⁾。

とある。

先ほどあげた(3)は、管見に入る限りで、「四目十目」という言葉が「夜目遠目」をもじったものであることを説明した最初の例であるが、この説明は第二次世界大戦後も、『故事ことわざ辞典』(昭和三十一年刊、鈴木棠三・広田栄太郎編、東京堂出版)などの辞典に引き継がれた。『故事ことわざ辞典』から左に引用する。

四目十目

【意味】三つ違い、九つ違いの男女の縁組は不縁になる

といつて忌む迷信。「夜目遠目」から変化したことば。四目〓男女どちらかの年齢から数えて、四年目ということで、結局は三歳違いをいう。

【参考】四目十目七つ目 ○四悪十悪 ○四悪十悪の年廻りは縁組

みの禁物(岡山)

これとほぼ同じ内容の説明が、『俳説ことわざ辞典』(昭和三八年、鈴木棠三編、東京堂)、『故事ことわざ大辞典』(昭和五七年刊、尚学図書編、小学館)、『新編故事ことわざ辞典』(平成四年刊、鈴木棠三編、創拓社)などにもある。

以上、本章であげた明治以降の辞典の記事に依る限りでは、読み方によつては、あたかも四ツ目・十目に関する俗信が「夜目遠目」の諺から派生したものであるかのような印象も受けるが、「夜目遠目」の諺は、この俗信の名称「四目十目」に関与するにとどまっていると考えるべき

である。すでに本章以前の章で述べた通り、本命が四ツ目と十目に当たる男女の組み合わせを忌む俗信は、おそらくは中国の「当梁年」の説の影響を受け、「四厄重（十）惑」説を母胎として生じてきたものである。この俗信そのものの源流が「夜目遠目」の諺にあるというわけではないことに注意したい。ただ、江戸時代以来の「四悪十悪」という呼称に代わり、「四目十目」という呼称が定着する過程においては、「夜目遠目」の諺は大きな役割を果たしているといえる。

①「四目十目」の迷信に対する批判

「七ツ目信仰」から派生した「七ツ目」に関する相性の説は、根拠不詳の妄説ながら、現在それについて特に批判した書は見当たらない。しかし、これに対して、四ツ目・十目に関する説は禁忌を述べる性質のものであるため、実害ありとされ、批判されている。以下に(1)～(4)の例を示すことにする。

(1) 『結婚訓』（昭和一六年刊、穂積重遠、中央公論社）より

夫婦の年齢のちがひについても、「四め十め」と言つて三つちがひ及び九つちがひを嫌ふのですが、これは「夜目遠目傘の内」即ち夜中に會ひ遠くから見又は傘の内をのぞくと大抵の女が美人に見える、という俗諺があるところから、「夜目遠目で判断してはいけない」といふ至極尤もな結婚訓だつたものが脱線したのだといふことでありまして、イヤハヤお笑い草であります。お笑草だけでない、「四め」などはどれだけ丁度頃の結婚を妨げてゐるか知れません。

この(1)を増補したものが、(2)である。

(2) 『結婚読本』（昭和二五年刊、穂積重遠、中央公論社）より

夫婦の年齢の開きについても、「四め十め」といつて三つちがひおよび九つちがひを嫌う迷信があつて、關西方面にはまだ相當行わ

れているようだ。これは「夜目遠目傘の内」、すなわち夜中に會ひ遠くから見また傘の内をのぞくと大抵の女が美人に見える、という俗諺があるところから、そういう軽率な判断はあぶない、という一應もつともな結婚訓が脱線したのだということで、イヤハヤお笑い草だ。お笑草だけではない、「四め」などはどれだけちよどころあいの結婚を妨げているか知れない。

引用文中に、「關西方面」とあるが、(2)とはほぼ同時期に刊行された『日本の俗信第1巻 迷信の実態』（昭和二四年刊、文部省迷信調査協議会編、技報堂）には、各地（都市・農村・漁村）で採集した言い習わしとして、

縁組の時四ツ十違いはいけない……神奈川（農）

四・十違いの人と結婚するな……福島（都）

四つ違は夫婦にならない……（青森）

四つ違は死に別かれになる、生きて苦勞見る……宮崎（漁）

などが報告されている。四ツ目・十目に関する俗信は、關西に限らず、各地に残っているようである。

(3) 『迷信の知恵 縁起、タブー、ジンクスの実態をさぐる』（昭和五六年刊、花田健治、日本文芸社舵輪ブックス）の「恋愛・結婚に関する迷信・俗信」より

◎縁組の時、四つ違い、十違いはいけない

昔から「四つ目十目は相性が悪い」といつてこの年齢差の縁組は敬遠されて来た。
四つ違いの場合は「四」「死」という、音の一致から出たもので、四つ違いは死に別れる、というふうな語呂合わせ風に言われて来た。

また十違いの場合は、この年齢差の夫婦が年をとると、やがて夫が四十二歳、妻が三十三歳と、共に大厄の年を迎えるところから来ている。

また、四つ違い、十違いを嫌うのは、五行相剋説の中の「四厄重惑」という言葉からも来ているが、やはり語呂合わせ的なもので、何の根拠もない。

右の文章では、「四つ目十目」が忌むべきとされて来た理由について、語呂合わせや男女の厄歳と関連づけて説明しているが、このような解釈は「夜目遠目」と同じく近代になってから附会されたものと考えられる。

(4) 『相性——科学的な配偶者のえらび方——』（昭和三九年刊、奈良林祥・白石浩一、双葉社双葉新書）より

「ヨセはよしなさい。ヤメはやめておきなさい。トメはとめておいたほうがいいわよ」

「いったい、何のことだと思えます？あなたに縁談があつたとき、親類のご老人が、まじめな顔で、そういつたことはありませんか。」

「そうです、四つちがいはヨセ、八つちがいはヤメ、十歳ちがいはトメというわけで、この年まわりの男女は、結婚しても幸福にないという事なのです。」

四つだからヨセ、八つだからヤメなんて、洒落としても、あまり上等の部類には入りません。それを冗談でなく、真剣に口にし、信じている人が、まだ、かなりいるのです。

この記事によって、「四目十目」が現在、「夜目遠目」のみならず、「止せ」「止め」にも通ずるものとして解釈されてもいることがわかる。

(1) (4)は、四ツ目・十目の迷信を批判しているとはいえ、その迷信の実像を把握した上での批判ではないため、十分な説得力を持つとはいえない。迷信を批判する上で最も避けねばならないことは、批判の前提として批判の対象である迷信の内容を紹介・説明する際に、また新たな迷信を作り出してしまふことである。

⑤「四悪十悪」説と方鑑

話題を戻すが、本稿「②」では、「四悪十悪」説に二系統ありとして仮にA、Bと呼び、そのうち、各支につき組み合わせを忌むべき支を二つずつ（四ツ目の支と十目の支）設けているB説の方が後々主流となったことを述べた。

本章では、江戸時代後期において、B説を後押しする何らかの説があつたのではないかという問題について考えたい。

『良姻心得草』（弘化〔一八四六〕年刊、津田義宗編）は、結婚に関する種々の問題について、医者・僧・老人など種々の人物が各々の立場から意見を述べ合う対話形式の書である。この中で「〇夫婦齡違の法則」について論じた部分に、

【家相者曰】

四敵十悪とて四ツ目と十ヲ目にあたる年をいむ也と

【愚言】

俗説といへとも其災害大にしるしあり 遠慮すへき度(32)にや

とある。ここで、四ツ目・十目の俗説を持ち出した人物が、家相見を業とする人物であることに注目したい。このことは、四ツ目・十目の俗説が、家相者の主張するに似つかわしいものであつた、ということを示しているのではないかと。

家相見の用いる、年々の方位の吉凶を記した書「方鑑」をみると、「四悪十悪」説そのもののはのつていないが、それと関連の深い部分があることがわかる。

方鑑によれば、毎年、その年の支が表す方位（例えば子年ならば子の方位、つまり北）には、「太歳神」が座すとし、この方位をその年最高の吉方とする。これに対し、その真向かいの方位には、「歳破神」が座すとし、これを最も不吉な方位とする。この他に、これに次ぐ不吉な方位として、「大將軍」の座す方位がある。この「大將軍」は一般に、亥・

子・丑年には酉の方位に、寅・卯・辰年には子の方位に、巳・午・未年は卯の方位に、申・酉・戌年は午の方位に位置するといわれる。ところが、江戸時代後期の方鑑の中には、新説と称して、「大將軍」が毎年その年の支から十目に当たる支の方位に座す、と説いているものがある。この新説によれば、「大將軍」の真向かいの方位、つまりその年の支から数えて四ツ目の方位も、併せて忌むべき不吉な方位であるという。

以下に、その新説を紹介している記事を挙げる。

(1) 『方鑑精義大成』（角書「家相／必用」、享和四（一八〇四）年刊、

松浦久信編）巻上より

【図2-7】

□右將軍方の所在凡旧説の例にてハ四仲の支子卯午酉に而已巡りて四孟の支丑寅辰巳未申戌亥の方へ巡ざるの趣なり 依て諸曆書に四仲に行て四孟に不レ居と云 又大歳を天子に比し將軍を三年の宰相に喩へて三年に一度巡り移る事を云り 或ハ三年同方にあるを以て三年塞とも云なり 同向局の對殺方も准レ之しかる 中興叡山の輪藏より出たる由の書に載る所の一箇の方例ありて十二年に十二支の方を順行するの禁方則大金神と唱し其向局を姫金神と唱す 是將軍位の方の別號なり 且各の崇災大にして殺氣克余り前後に隣る支の方迄崇禍有レ之を記す

(中略)

□將軍位一名大金神方(割注) 其年の當る支より十支目の方にある事圖の如し 犯レ之則ハ種々横災競ひ起り且住主血脉の輩を悉く亡し終に家名滅亡に及ぶ

(中略)

□將軍對位一名姫金神方(割注) 其年の當支より四支目にある事圖の如し 犯レ之則ハ將軍殺に次で崇殺の氣尖なり 尤不日に人命を断の災あり 且又職業大に衰ふるなり

(中略)

□將軍方旧説之所座

亥年 子年 酉の方卯年 子の方 卯の方 酉年 午の方
 丑年 寅年 辰年 巳年 午年 未年 申年 酉年 戌年
 序に述曆道におゐて古來流世方位の吉凶主氣轉變の例無きにあらざ 縦へバ昔時金神の説未本朝に渡ざるの時世にハ天一神の在方を禁怖れたる事當事の金神方の如し(中略) 然に中興金神方の傳を載たる唐曆書初て渡りしなり

(2) 『方鑑図解』（角書「三元秘用」、天保二（一八三一）年刊、松浦琴

鶴）より

大金神姫金神の説
 五要奇書に曰 凡金神ハ納音を以て金に遇ふ正殺とすと 此書に載るところ大金神と云ハ俗説に曰將軍殺の位姫金神と云ハ將軍對殺の位なり 中昔より名稱を改設たりといへども其神ハ異なる事なし 是元天罡の方位をさす 年々其歳の支より四ツ目の支姫金神の位十ヲ目の支大金神の位なり 二神ともに歲破に次の大凶方にして是を犯バ種々の横災競起り血脉を失ひ家名滅亡におよぶ 深く恐れ忌さくべきの大凶方なり 然ども天徳月徳九紫等至ときハ金神殺をなす事能ず 脩造万事忌ことなしと唐曆書中の説にみへたり

子歳	丑歳	寅歳	卯歳	辰歳	巳歳	午歳	未歳	申歳	酉歳	戌歳	亥歳
方卯	方辰	方巳	方午	方未	方申	方酉	方戌	方亥	方子	方丑	方寅
大金神	方西	方戌	方亥	方子	方丑	方寅	方卯	方辰	方巳	方午	方未
姫金神	方辰	方巳	方午	方未	方申	方酉	方戌	方亥	方子	方丑	方寅

將軍巡行についての新説の出典は、具体的に何という書か特定できないが、右に引いた(1)・(2)によれば唐曆書の一種であるらしい。新説では、

ある年の支から十目にあたる將軍の位置する方位を、別名「(大) 金神」の座す方位とよび、またその年の支から四ツ目に当たる將軍の向かいの方位を、別名「姫金神」の座す方位とよぶ。(1)では年ごとに図示している。

右の方位の説も、「四悪十悪」説の一方(B系統)も、共に、ある基準となる支から四ツ目に当たる支と十目に当たる支を併せて忌む点が共通している。金神・姫金神の説が江戸時代後期に広まっていたことと、二系統あつた「四悪十悪」説がこの時期に、基準の支から数えて四ツ目と十目の支を共に忌むという一系統に収束していったことは、全く無関係とは考え難い。金神・姫金神の説の、「四悪十悪」説への影響については、今後更に追究してゆきたい問題である。

おわりに

現在の所謂「四目十目」の俗信が、その発生当時の江戸時代において、どのような内容を持っていたのか、また、その内容に現在進行形でどのような新しい解釈が付け加えられているか、という問題について述べて来た。

従来、この俗信に関して、その実像を物語る江戸時代の資料が提示されたことはほとんどなかったので、本稿では意識的に引用部の分量を多くした。夫婦の本命の四ツ目同士、十目同士の忌むという俗信が、決して「夜目遠目」の諺のもじりといったような単純な成り立ちによるものではなく、中国の五行説なども関わるルーツを持つものであることが確認できた。今後、この俗信の本質を明らかにするためには、現行の言い伝えを調査するだけでなく、この俗信の江戸時代の文献中に現れた例をより多く採集し分析することが必要と思われる。

註

- (1) 東京国立博物館所蔵の版本による。
- (2) 『生活文化研究所年報』第5輯(平成三年一月刊)所載の「翻刻史料 女嗜日用寶」(大森利香・別府正子・鬼頭恵子翻刻)による。秋山光文氏ご教示の資料。
- (3) 国立国会図書館所蔵の版本による。
- (4) 狩野文庫所蔵の版本による。
- (5) 『言鯖』(清、呂種玉撰)
- (6) 『儀礼士喪礼』(周公作ともいわれる「儀礼」一七篇の内的一篇「士喪礼」)
- (7) 『俚諺資料集成』第四卷(昭和六一年刊、大空社)による。
- (8) 『俚諺資料集成』第七卷(昭和六一年刊、大空社)による。
- (9) 『唐会要』(宋、王溥撰)
- (10) 『海録碎事』(宋、葉廷珪撰)
- (11) 『稀覯往來物集成』第一六卷(平成九年刊、大空社)による。
- (12) 前に「男女悪相生」と題された記事があるので、「同」とは「男女」を指す。
- (13) 『節用集体系』第三〇卷(平成六年刊、大空社)による。
- (14) 『往來物体系』第九四卷(平成六年刊、大空社)による。
- (15) 『江戸時代女性文庫』第三三卷(平成七年刊、大空社)による。
- (16) 『往來物体系』第九四卷(平成六年刊、大空社)による。
- (17) 『江戸時代女性文庫』第九卷(平成六年刊、大空社)による。
- (18) 謙堂文庫所蔵の版本による。書名・刊年が同じで頭書のない別書も存する。
- (19) 謙堂文庫所蔵の版本による。
- (20) 『江戸時代女性文庫』第九卷(平成六年刊、大空社)による。
- (21) 東京大学附属図書館所蔵の版本による。
- (22) 『節用集体系』第六三卷(平成七年刊、大空社)による。
- (23) 『往來物体系』第九三卷(平成六年刊、大空社)による。
- (24) 謙堂文庫所蔵の版本による。
- (25) 『俚諺資料集成』第八卷(昭和六一年刊、大空社)による。
- (26) 『俚諺資料集成』第一卷(昭和六一年刊、大空社)による。
- (27) 『ことわざ研究資料集成』第七卷(平成六年刊、大空社)による。
- (28) 昭和四年刊、日本図書センターの複製本による。
- (29) 『ことわざ研究資料集成』第一七卷(平成六年刊、大空社)による。
- (30) 『ことわざ研究資料集成』第一八卷(平成六年刊、大空社)による。
- (31) 『俚諺資料集成』第一〇卷(昭和六一年刊、大空社)による。
- (32) 『江戸時代女性文庫』第二八卷(平成七年刊、大空社)による。

(33) 東京大学附属図書館所蔵の版本による。
(34) 国立国会図書館所蔵の版本による。

(国立歴史民俗博物館リサーチアシスタント)

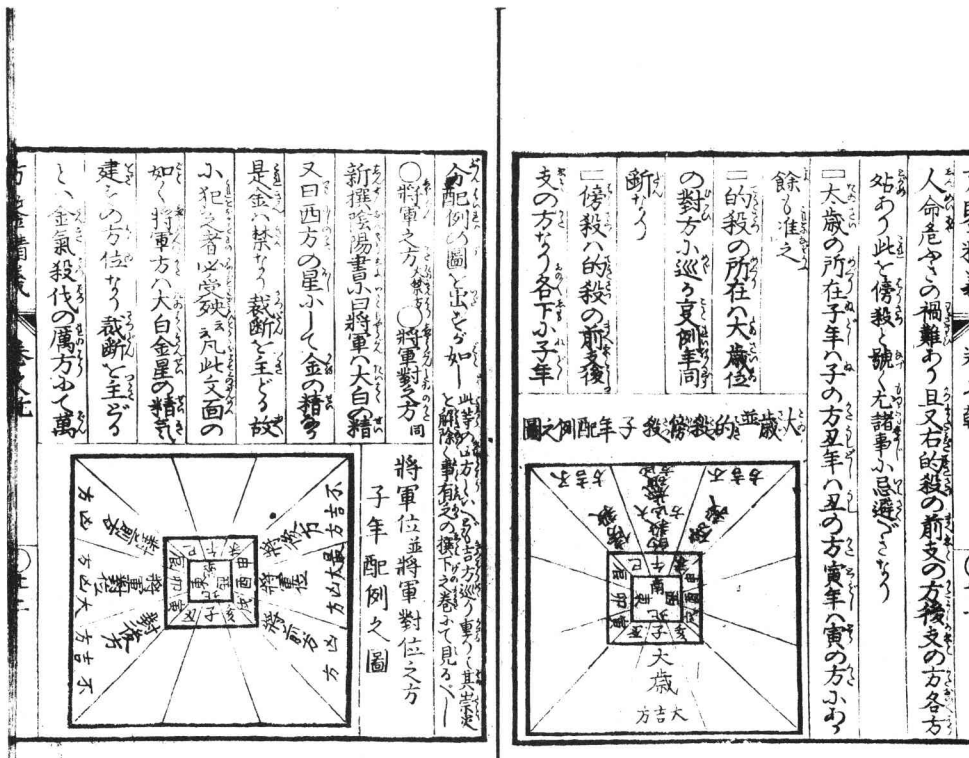


図2 『方鑑精義大成』 卷上21丁裏・22丁表 (東京大学附属図書館所蔵の版本)

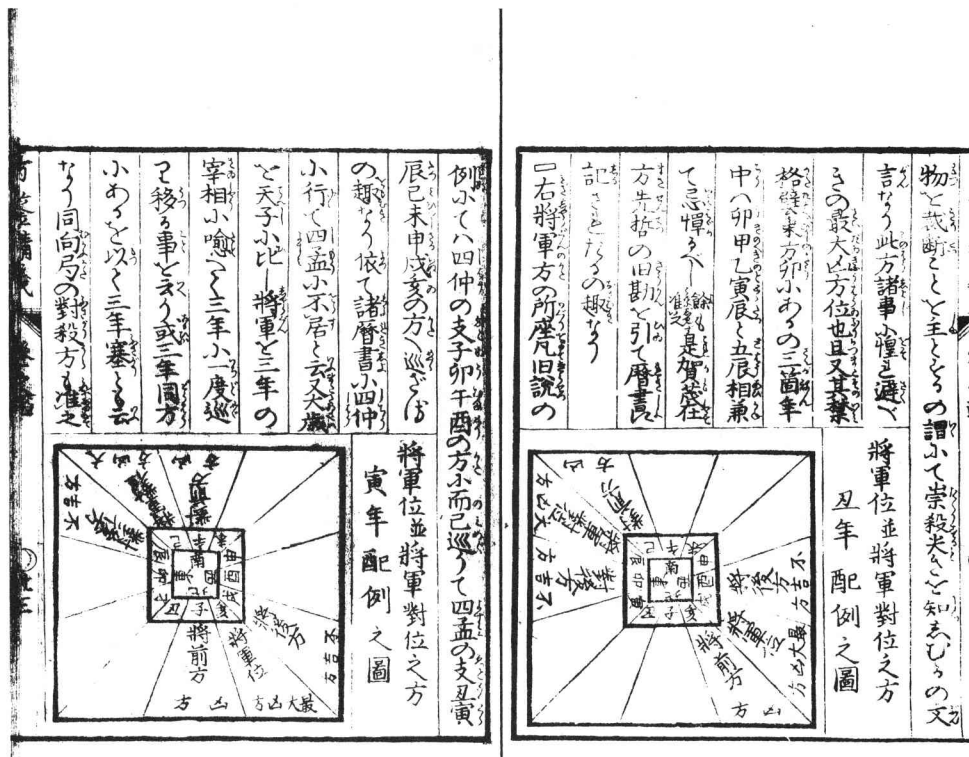


図3 『方鑑精義大成』 卷上22丁裏・23丁表 (東京大学附属図書館所蔵の版本)

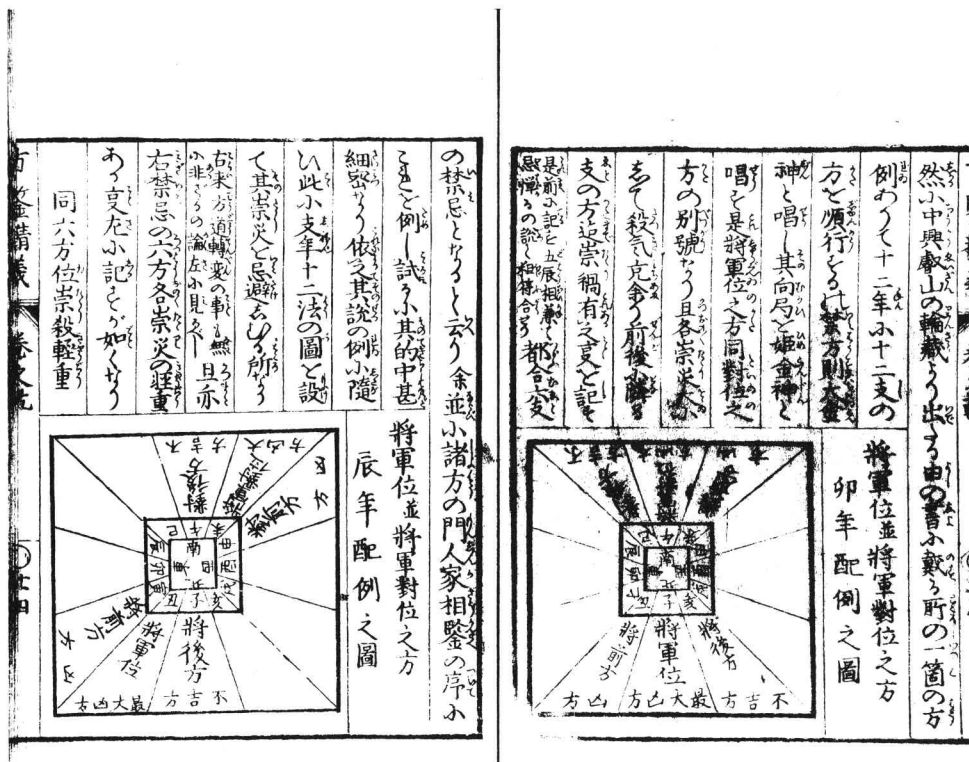


図4 『方鑑精義大成』 卷上23丁裏・24丁表 (東京大学附属図書館所蔵の版本)

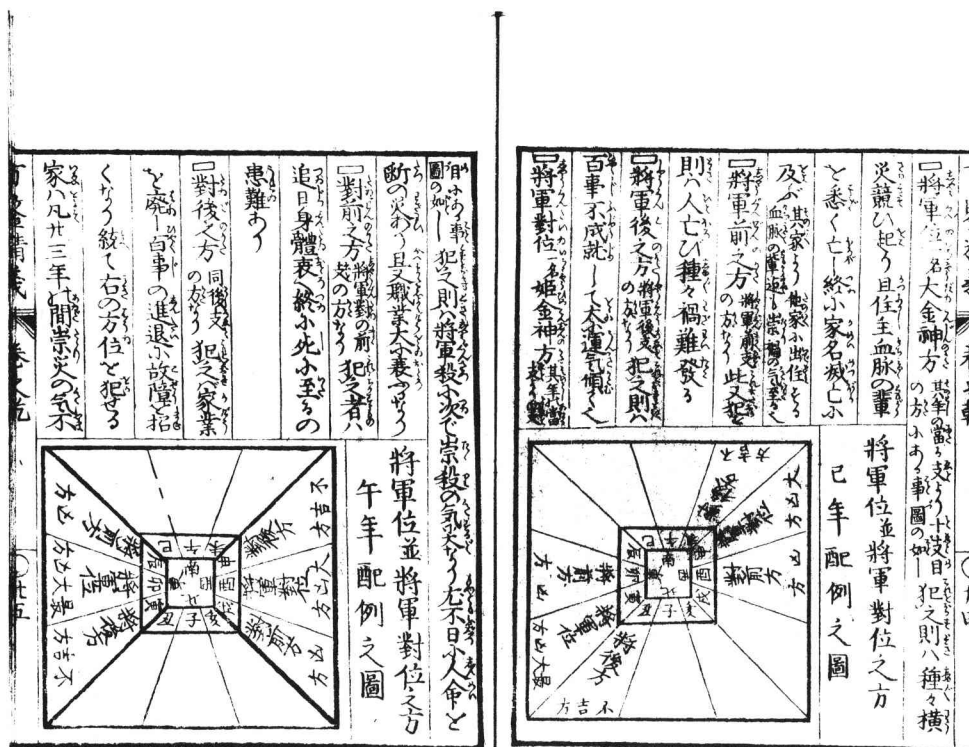


図5 『方鑑精義大成』 卷上24丁裏・25丁表 (東京大学附属図書館所蔵の版本)

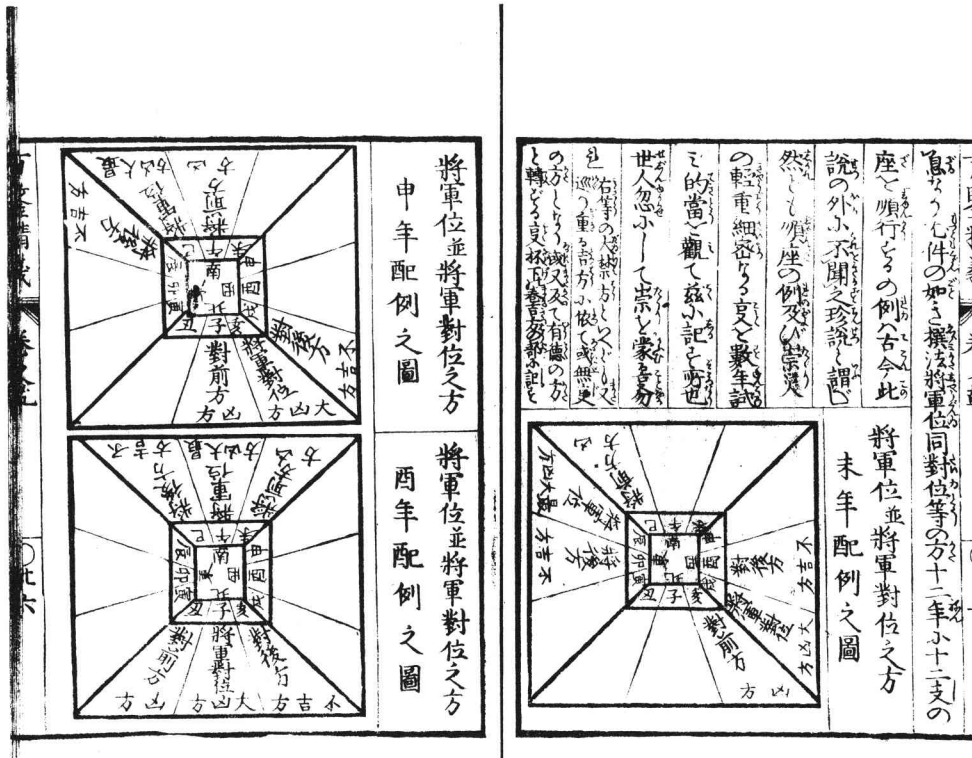


図6 『方鑑精義大成』 卷上25丁裏・26丁表 (東京大学附属図書館所蔵の版本)

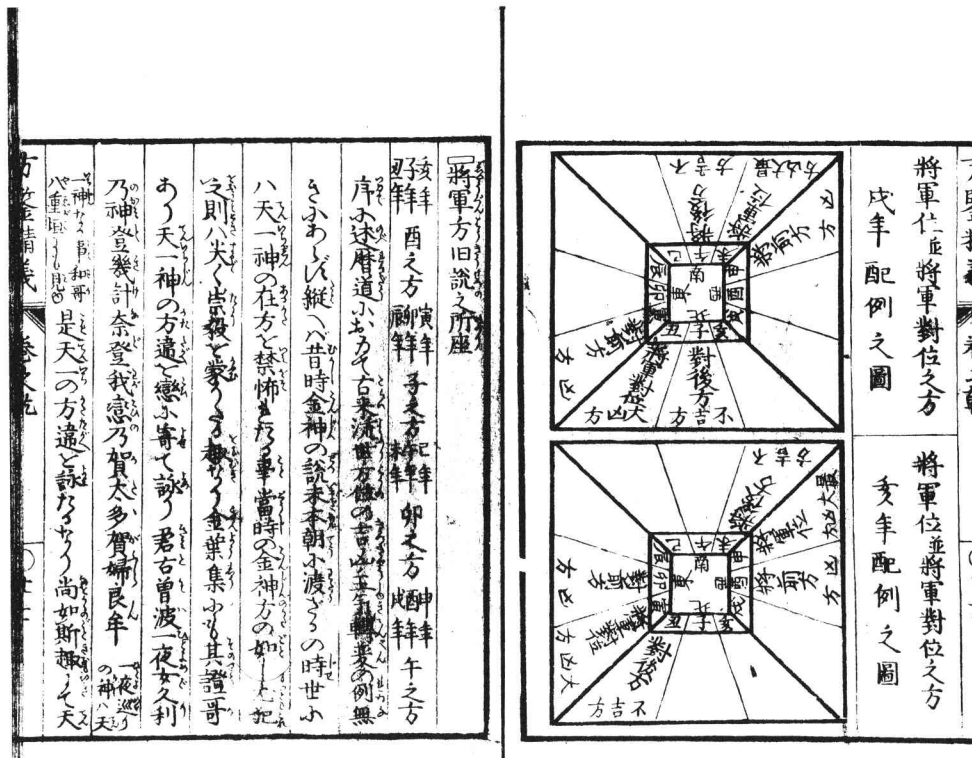


図7 『方鑑精義大成』 卷上26丁裏・27丁表 (東京大学附属図書館所蔵の版本)

Superstitions on the “Yotsume” and the “Tōme” of the Chinese Zodiac Calendar

AGIO, Naoko

Among many folk beliefs, the superstitions of the Chinese zodiac calendar have not been widely studied and many of their aspects are still unknown. In the previous article, I have discussed the “nanatsume” superstition during the Edo period, which says a seven year old difference makes for a good couple and a good omen for a happy marriage. At that time, it was also believed that a four, or a ten year old difference is evil and should be avoided for marriage. This paper explores these folk beliefs on the “yotsume” (the fourth) and the “tōme” (the tenth).

Although some authorities view that the taboo of the fourth and the tenth had developed along side of the positive belief on the seventh, they have an independent origin. According to previous research, the taboo originated the belief of “四厄重惑 *shiyaku-jūwaku*” during the middle Edo period. Playing upon words, it was also called as “四惡十惡 *shiaku-jūaku*”, meaning that the figures of fourth and tenth bring a misfortune. My study reveals that another proverb, “四厄十惑 *shiyaku-jūwaku*” also led to the “四惡十惡 *shiaku-jūaku*”. These superstitions may have developed under Chinese influence.

The research shows that the taboo was interpreted in two different ways during the Edo period. One is to have a single tabooed zodiac, either the fourth or the tenth, and another sees both as taboo. The latter gained a greater popularity and is still in practice today.

Current dictionaries generally call “四惡十惡 *shiaku-jūaku*” as “四目十目 *yome-tōme*”. This is because the forbidden “yotsume” and “tōme” in the belief of “四惡十惡 *shiaku-jūaku*” was connected to a closely pronounced proverb of “夜目遠目 *yome-tōme*” during the Meiji era and finally comes to be written as “四目十目 *yome-tōme*”. Again, a combination of sounds played a key role in the development of superstitions and the nomenclature.

The “yotsume” and the “tōme” beliefs produced a wide range of superstitions not only for zodiac calendar year but also for zodiac system of direction. During the Edo period, it was widely believed that the fourth and the tenth zodiac direction of a given year are evil. Future research will shed light on the relationship of the folk belief of the zodiac direction and the “四惡十惡 *shiaku-jūaku*”.